

経済活力

フィールド3 経済活力

フィールド3：経済活力

～持続的発展が可能な、活力ある産業活動の実現～

施策

基本計画

3-1.
工業の振興

創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します

1. 新事業展開の促進
2. 支援体制の強化・拡充
3. 産業を支える人づくり
4. 企業誘致及び立地の促進

3-2.
商業の振興

商業が発展し、商店街が活性化します

1. にぎわいと魅力あふれる商店街の形成
2. 商業の集積と機能の充実
3. 経営・販売促進への支援

3-3.
農業の振興

次世代へ伝えむ農業を推進します

1. 農産物の地産地消の推進
2. 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進
3. 担い手の育成と営農支援体制の確立
4. 農業生産基盤の整備
5. 農産物のブランド化と高付加価値化の促進

3-4.
林業の振興

林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます

1. 環境保全とふれあいの森林づくり
2. 林業生産基盤の整備
3. 木材の加工流通の整備
4. 林業経営体の育成と就労体制の支援

3-5.
水産業の振興

海を守り将来へつなげる水産業を推進します

1. 漁業生産基盤の整備
2. 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援
3. 環境にやさしい漁業の推進
4. 水産物の高付加価値化の推進

3-6.
観光・物産の振興

全国に誇れる観光地をつくります

1. 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実
2. 近代化産業遺産*を活用した観光の振興
3. 太鼓祭りを活用した観光の振興
4. 新居浜ブランドの育成・拡大
5. ホスピタリティの向上と人材育成

3-7.
運輸交通体系の整備

誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します

1. 公共交通の拡充整備
2. 交通結節点機能の充実強化
3. 物流機能の充実強化

3-8.
雇用環境の整備・充実

安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります

1. 雇用対策
2. 働きやすい環境づくり
3. 勤労者福祉の推進



【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 1-6 港湾の整備
- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全
- 3-8 雇用環境の整備・充実

望ましい姿 創造と活力にあふれるものづくりのまちを推進します

取組方針

- ① 中小企業の新事業展開・産学連携*の推進及び市場開拓による経営基盤の強化を支援します。また、関係機関に対する支援や中小企業振興条例による補助事業を継続して行います。
- ② 東予産業創造センターや新居浜工業高等専門学校等の産業支援機関を活用し、効果的な企業支援を行うため、支援機関連絡会議（仮称）の設置等により、情報の共有と活用を図り、さらなる産学連携を推進します。
- ③ 東予産業創造センターや関係機関と連携し、企業ニーズに応じた人材育成システムを構築するとともに、人材育成施設等の活用により、現場における指導者の養成や若年労働者の技術・技能の向上を図ります。
- ④ 工業用地への立地推進を行うとともに、臨海部及び内陸部の工業用地の検討を行い、新たな工業用地の確保に努めます。また、企業立地奨励金や低炭素社会に対応した設備投資等に対する支援等を継続することにより、積極的な企業誘致活動及び既存企業の新規投資促進施策を行います。

現況と課題

- ・ものづくり企業や長年にわたり培われた技能・技術の集積地としての強みである機械加工やプラントメンテナンス等の技術の維持、向上を図り、ものづくりのまちとしての技能・技術を広くアピールするとともに、自社製品・技術の開発や取引先開拓へ向けた取組への支援が必要です。
- ・市内にある産業支援機関のネットワークがフル活用されていないことから、地域が一体となって市内企業の事業展開を支援する必要があります。
- ・団塊世代の大量退職や若者の技能職離れにより、ものづくりの技術や技能の伝承が困難となっているため、ものづくり人材の育成、確保が急がれます。
- ・グローバル化が進展する中、製造業においても海外移転が進んでいます。このような状況において、企業立地の促進、また、既存企業の市外流出を防ぐために、企業用地の確保（道路、港湾等の整備を含む）や企業立地奨励金等の交付による支援を継続することが必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■新事業展開支援企業数	20 件 （平成 21 年度）	20 件
■支援機関連絡会議（仮称）の開催回数	—	3 回
■人材養成事業補助金交付件数	14 件 （平成 21 年度）	28 件
■企業立地奨励金交付件数	11 件 （平成 21 年度）	15 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■新製品開発事業補助件数	4 件 (平成 21 年度)	5 件
■共同研究事業補助件数	0 件 (平成 21 年度)	2 件
■人材養成事業補助対象者数	30 人 (平成 21 年度)	60 人
■企業立地奨励金に係る新規雇用者数	94 人 (平成 21 年度)	100 人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-1-1 新事業展開の促進	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の新事業展開への支援 ・中小企業振興条例に基づく助成
3-1-2 支援体制の強化・拡充		<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業振興ビジョン中間見直し ・東予産業創造センターへの支援 ・産業支援機関連絡会議関係 ・中小企業融資制度に基づく低利融資
3-1-3 産業を支える人づくり	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり人材育成の推進 ・中小企業振興条例に基づく助成
3-1-4 企業誘致及び立地の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進条例に基づく助成 ・東予港地区の工業用地造成 ・市工業用地への立地の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	新居浜のものづくり活動の継続、発展のため、企業立地の推進と意欲ある企業に対する支援に努めます。
市民	新居浜が、ものづくりのまちであることを認識します。
事業者	企業の技術・魅力向上に努め、市内におけるものづくり事業活動を展開します。



▲火力発電所



▲工場見学

● 個別計画

- ・新居浜市ものづくり産業振興ビジョン 平成 21 年度策定

【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 3-8 雇用環境の整備・充実

望ましい姿 商業が発展し、商店街が活性化します

取組方針

- ① 商店街への人の流れをつくり、より多くの人々が、各店舗を訪れる機会を生むイベントの開催や地域の魅力の発信等商店街における集客力を高める取組に対し、支援を行います。
- ② 中心市街地に商業施設を誘導するため、中心市街地等の空き地の状況把握、情報提供や助成制度等支援策を検討します。
- ③ 経営相談や融資制度、中小企業振興条例による助成制度の充実を図るとともに、インターネットを使った新たな販売手法や店舗診断等に対する支援を拡充するなど、魅力とサービスの向上を目指す前向きでやる気のある店舗に対する支援を検討します。

現況と課題

本市の小売業・卸売業の店舗数や商品販売額は減少傾向にあり、昭和通り・登り道の中心商店街、喜光地商店街においては、モータリゼーション*の進展や大規模小売店舗の郊外への出店、人口の郊外分散化等の複合的要因により、空き店舗が増加し、衰退傾向が続いています。

- ・ 商店街においては、単発的なイベントの開催による集客はありますが、一過性のものとなっており、恒常的な集客につながっていないため、様々な事業と連携しながら、通年制をもった賑わい創出を図ることが必要です。
- ・ 大規模小売店舗については、一部を除き法的な規制がないことから、市街地・郊外を問わず市内各所に出店されており、中心市街地等への商業機能の集積を図る必要があります。
- ・ 一店舗当たりの商品販売額は減少していませんが、店舗数は減少しており、商業を取り巻く環境が悪化していることから、各店舗が専門性等の向上に努めるとともに、経営基盤強化等の必要な支援を行う必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■ 中心商店街イベント開催件数	8件 (平成21年度)	26件
■ 中心市街地出店に対する情報提供件数	0件 (平成21年度)	5件
■ 中小企業振興資金等融資件数	192件 (平成21年度)	157件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 中心商店街の年間商品販売額	12,254 百万円 (平成 18 年度)	12,300 百万円
■ 中心市街地への商業施設出店数	0 店 (平成 21 年度)	1 店
■ 小売業の年間商品販売額	124,926 百万円 (平成 18 年度)	125,000 百万円

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-2-1	にぎわいと魅力あふれる商店街の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の活性化支援 ・ 商業振興センターの活用
3-2-2	商業の集積と機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興条例に基づく助成
3-2-3	経営・販売促進への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業融資制度に基づく低利融資 ・ 中小企業振興条例に基づく助成

● 協働のまちづくりのための取組

行政	商業の振興、活性化が図られるよう側面的支援を行います。
市民	市民団体による商店街イベントへの参加や市内での商品購入を心がけます。
事業者	専門性を高める等各商店の魅力の向上に努め、商業の振興、商店街の活性化を図ります。



▲ 中心商店街 夏まつり



▲ 喜光地商店街 よっしゃコンガ

● 個別計画

- ・ 新居浜市中心市街地活性化基本計画 平成 10 年度策定

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 3-1 工業の振興
- 3-2 商業の振興
- 3-6 観光・物産の振興
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 次世代へ伝え育む農業を推進します

取組方針

- ①新居浜産農産物の消費拡大を図るために、新鮮で安全・安心な地元農産物を展示即売する農産物直売所の運営を支援し、競争力をつけるための先進的技術の導入による産地育成強化や産地消推進の体制づくりに取り組みます。
- ②農地の有効利用と生産の効率化を図るために、認定農業者*を中心とした担い手への農地の集積に努めるとともに企業の農業参入を支援していきます。また、防災や環境保全にも寄与する農地の保全策を検討し実施するとともに、農業者の生産意欲を高めるために、イノシシの駆除等による農作物の被害防止などに努めます。
- ③本市農業の担い手の確保・育成を図るために、農業が魅力ある産業となるよう、農業者の生産意欲を高め、所得向上が図られる体制づくりとともに、農業関係団体等が連携しながら、農業者への営農環境を整え、トータル的な営農支援体制を確立させていきます。また、新規就農希望者や野菜工場*の設置等、農業に関心のある企業の農業への参入を支援します。
- ④標準的な耐用年数を経過していくものの増加が見込まれる農業水利施設*については、関係団体及び関係者との協議結果を踏まえ、優先順位をつけるなど、計画的な支援及び事業実施を図ることによって、施設の機能維持及び農地の有効活用に努めます。
- ⑤新居浜産農産物の生産量と農業所得の向上を図るために、大島の七福芋（白いも）のような農産物自体のブランド化に加え、新居浜産農産物をいかした特産品や加工品の開発といった他の地域産と差別化された農産物のブランド化と高付加価値化を支援します。

現況と課題

本市の農業を取り巻く環境は、小規模兼業農家が大半を占め、農業従事者の減少と高齢化による担い手不足等により、耕作放棄地*が増加しています。さらに、イノシシ等有害鳥獣による被害が、農業者の生産意欲を減退させる一因にもなっています。また、生産基盤である水路・農道等の老朽化が進行しています。一方、消費者の食の安全や健全な食生活に対する関心が高まってきており、新鮮で安全・安心な地元農産物や環境にやさしい農業を求める傾向が強くなってきています。今後、本市農業を持続性のある産業とするためには、次のような取組を行う必要があります。

- ・新居浜産農産物の消費拡大への取組として、農産物直売所の運営を支援し、競争力をつけるための先進的技術の導入による産地育成強化や産地消の体制づくりが必要です。
- ・国内の食料供給力を強化するために、耕作放棄地対策の強化と有害鳥獣による農作物被害の防止に努めるとともに、環境にやさしい農業の推進が必要です。
- ・担い手の確保・育成には、生産意欲を高めるための施策の推進や農業者の所得向上が図られる体制づくりなどトータル的な営農支援体制の整備が必要です。
- ・各土地改良区*の実情に応じた生産基盤の整備が必要です。
- ・農商工連携を推進し、農業の第六次産業*化等も検討しながら、魅力ある新居浜ブランド農産物の創出と高付加価値化の促進が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■地産地消を推進する標語とマスコットキャラクターを活用したPR手段件数	1 件 (平成 21 年度)	15 件
■遊休農地活用件数	54 件(平成 21 年度)	159 件
■新規就農相談・営農推進連絡会議等の開催数	14 回(平成 21 年度)	18 回
■水路改修延長(H20~累計)	L=1,165m (平成 21 年度)	L=6,500m
■農商工連携、農業の第六次産業化への取組件数(累計)	7 件(平成 21 年度)	17 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 農産物直売所(あかがね市)売上高	19,377万円 (平成 21 年度)	22,990万円
■ 耕作放棄地(遊休農地)面積	133.4ha (平成 21 年度)	113.4ha
■ 認定農業者数	41人 (平成 21 年度)	52人
■ 作付面積(米)	427ha (平成 21 年度)	433ha
■ 農商工連携等で開発された新居浜産農産物を使用した地域特産品数(累計)	9種類 (平成 21 年度)	14種類

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-3-1 農産物の地産地消の推進	○	・新居浜産農畜産物のPR ・地産地消の推進と食育の連携
3-3-2 農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進	○	・有害鳥獣の駆除 ・自然農園の推進 ・遊休農地の活用
3-3-3 担い手の育成と営農支援体制の確立		・担い手及び若い農業者の確保・育成 ・農業共済組合への支援 ・生産調整推進対策
3-3-4 農業生産基盤の整備		・農業用ため池の整備 ・土地改良区への支援(農業水利施設の維持管理・更新)
3-3-5 農産物のブランド化と高付加価値化の促進		・新居浜地域資源のブランド化の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	消費拡大につながる積極的な新居浜産農産物の宣伝活動に努めます。
市民	積極的な新居浜産農産物の購入・消費に協力します。
事業者	農産物の安定供給及び魅力ある農産物の開発に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市農業振興地域整備計画..... 昭和 48 年度策定<昭和 61 年度見直し>
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想..... 平成 6 年度策定<平成 22 年度見直し>
- ・新居浜市鳥獣被害防止計画..... 平成 21 年度策定

望ましい姿 林業と環境の調和のとれた森林づくりを進めます

取組方針

- ①地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き間伐[※]等、循環型の森林整備を推進するとともに市民参加型の森林整備についても検討します。併せて間伐材の有効利用を図り、環境保全を推進する木質バイオマス[※]の利活用等についても啓発していきます。また、市民の森の維持管理計画を策定し、老朽化対策に取り組み、自然と市民生活との関わりを一層深めていくための整備や体験学習など、市民が森林とふれあう機会を提供します。
- ②山林の境界の明確化等、適切な管理体制を支援し、低コスト林業を推進するため引き続き林道開設や作業路網の拡大、高性能林業機械の導入支援等林業生産基盤整備の推進に取り組み、資源の有効利用を図るため搬出間伐の増大を目指します。また、県等と連携した放置林防止対策や荒廃竹林の整備を推進します。
- ③林業経営の安定化を図るために、木材流通経路が一体となった加工・流通施設等整備を支援し、林業経営に係るコストダウンを推進することで、販路拡大等、木材流通量の増大を目指します。また、間伐材の有効利用を一層拡大し、地域産材の利活用を推進するための積極的なPRを行います。
- ④広域的な生産、流通、販売を促進するために、森林組合をはじめとする民間事業者の活動支援を継続します。また、安定的な林業経営を確立するため新たな機械等に対応できる技術者の育成を図るとともに、新たな林業就業者を確保するために、就業者の地位向上と労働環境の向上に努めます。

現況と課題

材価の低迷や、林道等の整備の遅れ、山林の境界の不明確により、本市の林業経営は厳しい状況であり、林業従事者の減少も進み、多くの山林が放置林化しています。しかしながら、一方では、森林の持つ多面的機能のうち「地球温暖化防止」、「災害の防止」等への市民の期待は大きく、環境面に配慮した森林整備が必要とされています。また、自然をいかした市民の憩いの場として「市民の森」の利用者が増加しています。

- ・地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために、間伐など、健全な森林整備の推進が必要であるとともに環境保全のための木質バイオマスの利用の促進が必要です。また、「市民の森」の各施設が老朽化しているため、適切な維持管理が必要です。
- ・境界の明確化を行い、林道及び作業路網のさらなる開設を推進し、基盤整備を行う必要があります。
- ・材価の安定化を図るために、間伐材の利用拡大や地域産材のPR、川上から川下まで[※]一体となった木材流通の効率化を図る必要があります。
- ・新規林業従事者の確保など森林組合と連携した取組が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■間伐面積	356ha (平成 21 年度)	450ha
■林道延長(累計)	75,870m (平成 21 年度)	78,500m
■加工流通支援対策(累計)	2 事業 (平成 21 年度)	4 事業
■技術者研修参加啓発活動回数	3 回 (平成 21 年度)	12 回

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■森林吸収目標達成率	94.7% (平成 21 年度)	120%
■素材生産量	4,418m ³ (平成 21 年度)	15,000m ³
■森林組合直販流通量	1,800m ³ (平成 21 年度)	5,000m ³
■新規林業従事者 (H21～累計) (森林組合・西条市含む)	3人 (平成 21 年度)	16人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-4-1 環境保全とふれあいの森林づくり	○	・間伐等健全な森林づくりへの支援 ・市民の森と学習館の整備
3-4-2 林業生産基盤の整備		・森林基幹道「加茂・角野線」の改良 ・林道の開設(豊後線、保土野線)
3-4-3 木材の加工流通の整備		・加工・流通施設等整備への助成
3-4-4 林業経営体の育成と就労体制の支援		・林業従事者育成活動への支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりに努め、環境保全のための林業の必要性を啓発します。
市民	地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を正しく理解し、保護活動に参加するなど積極的な行動に努めます。
事業者	間伐材の利用促進を図り、自然環境などに配慮した取組に努めます。



▲森林体験学習



▲高性能林業機械による搬出作業

● 個別計画

- ・新居浜市森林整備計画.....平成 22 年度策定
- ・新居浜市森林整備事業計画.....平成 22 年度策定
- ・新居浜市特定間伐等促進計画.....平成 20 年度策定

【関連施策】

- 2-2 生活環境の保全
- 3-1 工業の振興
- 3-2 商業の振興
- 3-6 観光・物産の振興
- 4-1 健康づくりと医療体制の充実
- 5-4 学校教育の充実

望ましい姿 海を守り将来へつなげる水産業を推進します

● 取組方針

- ① 漁業生産基盤の整備を図るため、漁港、水産施設、水産加工施設の「維持管理計画」を策定し、計画的な施設の整備や更新、延命化に努めます。また、漁獲量の確保を図るため、人工魚礁[※]等を活用し、新居浜の水産物の安定供給を図り、地元の新鮮な魚介類が地域の食卓に届けられるように努めるとともに、漁業者の所得向上を目指します。さらに、県の栽培漁業推進計画[※]に基づき放流事業を推進し、「つくり育てる漁業」による水産資源の確保を図ります。
- ② 市内漁協の財務基盤の強化を図るため、県等の指導を受けながら、漁協合併なども視野に入れた自立的発展に向けての支援を行うとともに、本市水産業の担い手育成・確保のため、漁業経営の近代化と安定化に対する支援等を実施します。
- ③ 環境にやさしい漁業の推進を図るため、水産資源の増殖を図る藻場[※]の確保等の活動に努めるとともに、漁業者が行う漁場の廃棄物回収等、良好な漁場環境づくりに対する支援を行います。また、市民に対し、漁場の環境保全を図るため、漁協等の関係団体とも連携しながら、食料となる水産資源を育てている海を守るための啓発活動を推進します。
- ④ 「獲る漁業」と「つくり育てる漁業」の共存を図りながら、漁業体験や食育、魚食の推進などにより、水産物の地産地消を推進するとともに、漁業と商工業との連携等による水産加工品の開発や高付加価値化について検討します。また、漁業者に対し、小規模な加工や直売に対する施策の周知を図るとともに、地元水産物取扱店のPR等を実施し、地元水産物が引き続き安定的に消費されるように努め、本市漁業者の所得の向上を図ります。

● 現況と課題

全国的にも魚価の低迷と消費量の減少により、水産業は苦慮しています。本市においても、魚価の低迷がみられ、良好な魚場の不足や乱獲による資源の減少により漁獲量も減少し、漁業者の所得は低迷しています。また、漁業者の高齢化や担い手不足等により、漁業協同組合の維持も難しい時代となっており、さらに漁港・水産施設等の老朽化も進行するなど、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。加えて、高付加価値化に向けた取組がほとんどみられません。このような背景のもと、本市水産業の振興を図るためには、次のような取組が必要です。

- ・老朽化が進行している漁港・水産施設等の維持管理、延命化を計画的に実施することや漁場環境の改善による良好な漁場の確保、乱獲防止や稚魚の放流を行うことが必要です。
- ・漁協の財務基盤の強化等自立的な発展に向けた支援を行うとともに、担い手の育成・確保のために、近代化や経営安定化など漁業者の経営環境向上のための支援を行うことが必要です。
- ・漁場の廃棄物回収等を行うことや、食料となる水産資源を育てる海を守るために、漁場の環境保全について啓発を行うことが必要です。
- ・地元水産物をいかした水産物加工品の開発等により、水産物の高付加価値化を図ることで、漁業者の所得向上を図ることが必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 修繕等工事実施箇所数	12 箇所 (平成 21 年度)	12 箇所
■ 漁協基盤の強化に向けた関係者との協議回数	10 回 (平成 21 年度)	10 回
■ 漁場廃棄物ごみ回収処分量	5.1 t (平成 21 年度)	7.0 t
■ 高付加価値化に向けた関係者との協議回数	0 件 (平成 21 年度)	20 件

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 漁獲高	87,409 万円 (平成 20 年度)	150,000 万円
■ 経常利益が黒字の漁協の率	60.0% (平成 20 年度)	100%
■ 漁獲量	1,524 t (平成 20 年度)	2,500 t
■ 地域水産物を使用した加工品の取扱量	43.0 t (平成 20 年度)	45.0 t

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-5-1 漁業生産基盤の整備	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港施設機能保全計画の策定 ・ 漁港施設の管理 ・ 種苗放流への支援
3-5-2 漁業協同組合の強化と漁業の担い手の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者への金融対策 ・ 漁協の自立的発展への支援
3-5-3 環境にやさしい漁業の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場廃棄物の回収 ・ 漁港関連用地の環境整備
3-5-4 水産物の高付加価値化の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産物直売所開設等への支援

● 協働のまちづくりのための取組

行政	漁業者が、今後も漁業を継続することができるよう漁港・漁場・水産施設等の維持管理を行います。
市民	地域水産物を購入し、消費します。
事業者	地元水産物の安定供給に努めます。



▲ 放流事業



▲ 大島漁港

【関連施策】

- 1-3 JR新居浜駅周辺の整備
- 3-3 農業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 5-8 近代化産業遺産の保存・活用の充実

望ましい姿 全国に誇れる観光地をつくります

取組方針

- ① 広域連携による広域観光の推進や、観光客の特性にあった観光ルートや施設の整備の充実を図っていきます。また、多様な情報発信方法により、観光宣伝の充実を図るとともに、全国「いはいはま倶楽部」※やふるさと観光大使※等ヒューマンネットワークをいかした観光宣伝を推進します。
- ② 別子銅山の近代化産業遺産を新居浜固有の観光資源として活用し、太鼓祭りと共に新居浜を代表する観光資源として情報発信し、全国に知られる近代化産業遺産観光のまち・新居浜として定着させ、入込観光客数の増加を図ります。
- ③ 新居浜市太鼓祭り推進委員会と連携し、安全に安心して楽しめる太鼓祭りを推進していくとともに、観光資源としての新居浜太鼓祭りとして、観光客の利便性を考慮した受入れ体制の充実を図っていきます。また、総合文化施設（仮称：あかがねミュージアム）を中心に、年間を通じて、新居浜太鼓祭りの魅力を発信していきます。
- ④ 伝統的な郷土料理の掘り起こしや新たな価値を付加した物品・食品の創出等、地域の特産品づくりを支援するとともに、物産を通じた観光振興を図っていきます。
- ⑤ 観光案内板の整備充実、観光（ボランティア）ガイドの整備など、外国人を含めた観光客が安全に安心して観光できる環境や受入れ体制等の充実を図ります。

現況と課題

- ・観光ルート設定が確立していないこと及びPR不足であるため、各施設をつなぐネットワークの連携及び多方面への情報発信を行い、観光客を引き込む必要があります。
- ・産業遺産が注目されていますが、十分な宣伝や活用がなされていないため、新居浜固有の観光資源としての情報発信や活用を図っていく必要があります。
- ・太鼓祭りの観客が減少傾向にあり、観光客の受入れ体制及び情報発信の充実を図る必要があります。
- ・観光地として目玉になるような特産品が少なく、地元の農林水産物を活用した特産品や郷土料理の開発及び認知度を向上させていく必要があります。
- ・観光地としての意識が希薄であるため、利用者の利便性を考慮した施設設備の充実及び観光ガイドの人材育成が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■観光サイトの更新回数	24 回 (平成 21 年度)	60 回
■産業遺産関連観光冊子の発行数	10,000 部 (平成 21 年度)	15,000 部
■太鼓祭りポスター掲載箇所数 (市外)	360 箇所 (平成 21 年度)	580 箇所
■物産展開催数	23 回 (平成 21 年度)	30 回
■観光案内板整備数	2 箇所 (平成 21 年度)	2 箇所

● 成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■観光サイトのアクセスユーザー数	40,273 人 (平成 21 年度)	50,000 人
■関連施設入込客数 (鉱山観光・東平資料館)	75,253 人 (平成 21 年度)	86,000 人
■新居浜太鼓祭り観客数	90,200 人 (平成 21 年度)	120,000 人
■物産展売上額	1,036 万円 (平成 21 年度)	2,000 万円
■入込観光客数(1月～12月)	193 万人 (平成 21 年)	220 万人

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-6-1 観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実	○	<ul style="list-style-type: none"> ・別子・翠波はな街道をはじめ観光ルートの充実 ・観光施設・スポットの整備 ・観光宣伝の推進
3-6-2 近代化産業遺産を活用した観光の振興	○	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興計画の策定 ・筏津山荘の改築
3-6-3 太鼓祭りを活用した観光の振興		<ul style="list-style-type: none"> ・太鼓祭りの環境整備への支援 ・総合文化施設(仮称:あかがねミュージアム)内への太鼓台コーナー開設の推進
3-6-4 新居浜ブランドの育成・拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・観光物産コーナー開設の推進
3-6-5 ホスピタリティの向上と人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内板の整備

● 協働のまちづくりのための取組

行政	魅力ある観光地づくりと宣伝活動に努めます。
市民	新居浜への知識を深め、観光ガイド養成講座に参加するなどして観光客受け入れに協力します。
事業者	特産品の開発及び市場の拡大に努めます。



▲東平選鉱場跡



▲ゆらぎの森

● 個別計画

- ・別子銅山産業遺産活用モデル基本計画策定調査報告書...平成 13 年度策定

運輸交通体系の整備

【関連施策】

- 1-2 道路の整備
- 1-3 JR 新居浜駅周辺の整備
- 1-6 港湾の整備
- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全

望ましい姿 誰もが安心して便利に移動できる交通体系を確立します

取組方針

- ①環境面でも評価されている公共交通の利用を促進することにより、過度な自動車依存の軽減を図ります。また、既存バス路線の維持確保、別子山地域バス、大島渡海船の運行維持、デマンドタクシー※、コミュニティバス※等新たな公共交通の導入、フリーゲージトレイン※早期導入実現に向けての働きかけなどを行い、誰もが便利に使える公共交通を構築します。
- ②JR 新居浜駅の駅前広場、南北自由通路、駐車場、駐輪場等の整備を図り、交通結節点機能の強化に努めます。
- ③広域連携、地域交流、物流交通など多様な交流、連携を支える質の高い交通の実現のため、幹線道路の整備や、海上物流の拠点となる港湾の整備促進を図ります。

現況と課題

本市では高齢化が進行し、今後、自動車を運転できない高齢者の増加が予測され、高齢者の事故の増加も懸念されています。また、自宅が駅やバス停から離れている地域が総人口の 53%を占めており、既存のバス路線の利便性の向上や、交通結節点である新居浜駅周辺等の整備が望まれています。また、幹線道路においては、交通混雑が発生しており、物流がスムーズに行えるような道路等の整備促進を求める声が多く寄せられています。

- ・誰もが安心して便利に使える公共交通体系を構築し、環境にやさしい交通へ転換する必要があります。
- ・JR 新居浜駅周辺については、多くの人々が集い、交流する交通結節点機能の強化が必要です。
- ・多様な交流、連携を支える質の高い交通基盤を整備していく必要があります。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■公共交通(バス・デマンドタクシー)路線・エリアの維持・確保数	12 路線・エリア (平成 21 年度)	14 路線・エリア
■公共駐車場台数(駅利用)	50 台 (平成 21 年度)	70 台
■公共駐輪場台数(駅利用)	仮設 400 台 (平成 21 年度)	700 台
■都市計画道路の整備延長(累計)	47.4 km (平成 21 年度)	61 km

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■公共交通(バス)の利用者数	39 万人 (平成 21 年度)	57 万人
■駅周辺のにぎわいに対する市民満足度	5.0% (平成 20 年度)	25.0%
■移動時間の短縮【一般国道 11 号(大生院)~臨海部(中須賀)のピーク時所要時間】	22 分 (平成 21 年度)	19 分

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		重点	主な取組内容
3-7-1	公共交通の拡充整備	○	<ul style="list-style-type: none"> 生活バス路線の運行への支援 別子山地域バス、大島渡海船の運行 デマンドタクシーの導入 渡海船大島待合所の改修
3-7-2	交通結節点機能の充実強化		<ul style="list-style-type: none"> 南北自由通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等駅周辺施設の整備(再掲)
3-7-3	物流機能の充実強化		<ul style="list-style-type: none"> 国道11号バイパスの整備推進(再掲) 都市計画道路上部東西線等の整備推進(再掲) 新居浜港湾計画の見直し(再掲) 貨物需要に対応した公共広頭の整備(再掲)

● 協働のまちづくりのための取組

行政	<ul style="list-style-type: none"> 都市交通の根幹となる都市交通施設整備を促進します。 各関係主体の連携、協力体制の構築に向けたリーダーシップの発揮及び交通事業者等へのサポートを行います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> 自動車だけに依存しない適切な交通手段を選択し、公共交通機関を積極的に利用します。 快適な通行空間の確保に向けて協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> (交通事業者) 利用者ニーズに基づいた快適で適切な運行サービスの提供、交通事業者間や行政、市民、企業との連携、協力を行います。 (その他事業者) 積極的な都市交通問題への取組、環境負荷の少ない通勤手段、輸送手段への転換に努めます。



▲新造船イメージ(大島～黒島)



▲別子山地域バス

● 個別計画

- ・新居浜市都市交通マスタープラン.....平成20年度策定
- ・新居浜市都市交通戦略.....平成20年度策定

望ましい姿 安定した雇用創出と働きやすい環境をつくります

取組方針

- ① 企業誘致、産業の振興を通じて、市内事業所における雇用促進と労働力確保、若年者の職場定着等に努めます。また、ハローワークや商工会議所等関係機関とのさらなる情報共有に努めます。
- ② 長期化する高齢期を健康で有意義に過ごすことができ、その能力や経験をいかした就業や社会参加の場を提供するため、シルバー人材センターの運営を支援します。また、女性や高齢者の雇用に積極的に取り組む事業所の紹介や、雇用に関する国や市の補助制度等のPRなど、働きやすい環境づくりのための啓発活動を行います。
- ③ 本市産業を支える勤労者のための融資制度や勤労者福祉施設の運営方法等について、働く人のニーズや経済情勢等に合致したものととなるよう検討します。

現況と課題

- ・本市産業を支える労働力確保が困難な状況にあり、経済情勢も不安定であることから、市内事業所の雇用を促進し、特に若年者の職場定着を図る必要があります。
- ・少子高齢化に伴う労働力人口の減少に備え、女性や高齢者等の労働能力の活用を図るため、あらゆる人が安心して働ける雇用環境整備に取り組む必要があります。
- ・経済情勢や雇用情勢が変化する中、働く人のニーズに応じた支援が必要です。

活動指標と計画値

活動指標	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 会社説明会参加企業数	63 社 (平成 21 年度)	90 社
■ シルバー人材センター会員数	1,367 人 (平成 21 年度)	1,600 人
■ 勤労者融資設定融資枠	88,000 万円 (平成 21 年度)	88,000 万円

成果指標と目標値

成果指標	現況値(年度)	目標値(平成 32 年度)
■ 会社説明会による就職決定者数	4 人 (平成 21 年度)	10 人
■ シルバー人材センター就業実人員	995 人 (平成 21 年度)	1,200 人
■ 融資枠に対する利用率	74.7% (平成 21 年度)	85.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画	重点	主な取組内容
3-8-1 雇用対策	○	・中小企業振興条例に基づく助成 ・雇用促進 ・若者サポートステーションの運営支援
3-8-2 働きやすい環境づくり		・シルバー人材センターへの支援
3-8-3 勤労者福祉の推進		・勤労者への低利融資

● 協働のまちづくりのための取組

行政	市内事業所における雇用創出とあらゆる人が安心して働ける環境整備に対する支援を行います。
市民	事業所とともに、働きやすい環境づくりを行います。
事業者	安定した雇用の継続と従業員が働きやすい環境づくりを行います。



▲シルバー道路清掃



▲シルバーイベント参加



▲ 稲刈り体験